

目的・概要

産業や県民生活の基盤となっている電気の安定的かつ適正な供給は、沖縄の産業振興にとって不可欠です。そこで、電力設備の整備の際には、国や県、市町村などが資金などについて支援に努めるように定められています。



主な特別措置とメリット

電力会社が、電気を安定的かつ適正に供給するために受けられる主な優遇措置として以下のものが挙げられます。

融資

沖縄振興開発金融公庫では、電気事業者向けの貸付利率など特別の貸付制度を用意しています。

特別償却

産業高度化地域内に増新設された電気事業用の設備については、その投資額の一定割合（機械・装置、器具・備品は34%、建物・付属設備は20%）を通常の減価償却額に加えることができます。

または

投資税額控除

その年の法人税額から投資額の一定割合（機械・装置、器具・備品は15%、建物・付属設備は8%）が控除されます。

事業税 固定資産税

沖縄電力株式会社が行う電気供給業に関して、事業税（税率1.1%）及び固定資産税（課税標準の2/3）の軽減を行っています。